

食安輸発第0418001号

平成20年 4 月 1 8 日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公 印 省 略)

### タイ産おぐらの取扱いについて

標記については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331001号（最終改正：平成20年4月17日付け食安輸発第0417004号）に基づき、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施しているところです。

今般、タイ政府においてE P Nの違反事例に係る原因究明及びE P Nを含めた残留農薬管理対策が講じられたことから、本日以降に輸入届出されるタイ産おぐら及びその加工品（簡易な加工に限る。）であって、別途指示するタイ政府の登録輸出業者から輸出されたものについては、通常の監視体制に戻すこととしたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

また、登録輸出業者の確認は、別添1に示すタイ政府が発行する証明書（本年4月17日以降の輸出貨物に添付）にて確認するよう申し上げます。

なお、同通知の別表1を別添2のとおり改めます。